資料１　計画策定に係る概要説明

# 「第 7 期あま市障がい福祉計画」及び「第 3 期あま市障がい児福祉計画」の中間見直しについて

**目的：令和 6･7 年度の実績及び令和 8 年度の実績見込みと新たな制度動向を検証し、令和 9～11 年度の成果目標・活動指標・サービス見込量等を、地域の実情に即して見直します。**

## １．計画策定の背景

本市では令和 6（2024）年 3 月に、障害者基本法に基づく全体的な施策展開方針を示す「第 3 次障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「第 7 期障がい福祉計画」、及び児童福祉法に基づく「第 3 期障がい児福祉計画」の 3 つの計画を一体的・体系的に策定し、推進してまいりました。

【策定の根拠法及び計画内容】

| | 第 3 次障がい者計画 | 第 7 期障がい福祉計画 | 第 3 期障がい児福祉計画 |
|---|---|---|---|
| 根拠法 | 障害者基本法<br>第 11 条第３項 | 障害者総合支援法<br>第 88 条第１項 | 児童福祉法<br>第 33 条の 20 第１項 |
| 内容 | あま市の障がい者・障がい児施策全般に係る基本的な方向性について定める基本計画。 | 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の確保すべき見込量と提供体制を定める計画。 | 児童発達支援、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援等の見込量と提供体制を定める計画。 |
| 計画期間 | 令和 6 年度～令和 11 年度<br>(6 年間) | 令和 6 年度～令和 11 年度<br>(令和 8 年度中間見直し) | 令和 6 年度～令和 11 年度<br>(令和 8 年度中間見直し) |

**（１）障がい者計画**

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第３項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されるものであり、障がい者のための最も基本的な計画です。

**（２）障がい福祉計画**

「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第１項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

**（３）障がい児福祉計画**

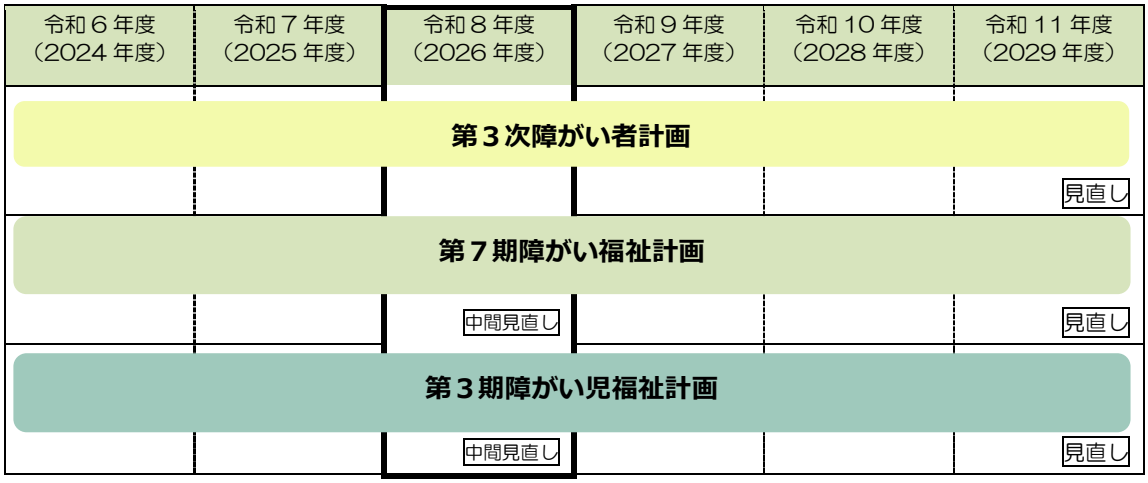
「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第１項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障がい児福祉計画」は、「障がい福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本市においても一体的に策定しております。

## ２．中間見直しと対象範囲

3 つの計画のうち、「第 3 次障がい者計画」における基本理念（SDGs に基づく地域共生社会の実現）や施策の基本的枠組みについては、令和 11（2029）年度末まで継続します。

一方、サービス見込量を定めた**「第 7 期あま市障がい福祉計画」及び「第 3 期あま市障がい児福祉計画」**については、3 年ごとの検証が制度上義務付けられているため、計画策定から 3 年が経過する**令和 8（2026）年度において中間見直し（改訂）**を行います。今回の改訂により、後半 3 か年（令和 9 年度～令和 11 年度）の各種サービス見込量および成果目標の数値を、最新の実績推移と法改正動向に合わせて再算定いたします。

【計画の期間】




※厚生労働省基本指針（抜粋）

障がい福祉計画等は、３年を１期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障がい福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービスの見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変化について３年を１期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行う。

## ３．見直しの主な内容

### ・サービス見込量の算定と地域差の是正への対応

この中間見直しでは、成果目標・活動指標の達成状況、令和 6・7 年度の利用実績及び令和 8 年度の実績見込みを検証し、当初の計画値との差やその要因を分析します。その上で、利用実績の推移、障がい児者のニーズ、市内事業所の整備・運営状況、人口動向、国の基本指針や制度改正の内容等を総合的に勘案し、令和 9～11 年度のサービス見込量を算定します。

また、国の基本指針では、一定の要件に該当する市町村について、過去の利用実績から算出した伸び率と全国の伸び率を比較し、サービス見込量を設定する考え方が示されています。本市においても、国の算定方法を確認するとともに、利用実績や地域のニーズ等を踏まえ、本市の実情に応じた適切な見込量を設定します

### ・障害者総合支援法の一部改正による「就労選択支援」の創設への対応

令和 7 年 10 月に創設された障害福祉サービス「就労選択支援」は、障がい者本人が希望、能力、適性等に合った就労先や働き方を選択できるよう、本人との協同による就労アセスメント、情報提供、就労系障害福祉サービス事業所やハローワーク等との連絡調整等を行うものです。

障がい福祉計画中間見直しにおいては、就労選択支援の 1 か月あたりの利用想定人数や利用量（人日）を推計し、令和 9 年度から令和 11 年度までのサービス見込量を適切に設定するとともに、対象者への周知と利用促進を図ります。

### ・社会福祉法等の一部を改正する法律に合わせた「生産性向上等（人材確保・ケア充実・業務効率化）」の推進

福祉・介護従事者の人手不足が深刻化する中、国の法改正により、介護・障害福祉分野における人材確保、生産性向上及び経営改善支援の取組の促進が、国及び都道府県の責務として位置付けられました。

本市においても、愛知県と連携しながら、市内の障害福祉サービス等事業者における従事者の確保・定着及び資質の向上を支援するとともに、職場環境の改善につながる生産性向上の取組を推進します。

### ・児童発達支援センターの中核機能の確保

国の基本指針改正に基づき、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を推進します。具体的には、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の発達支援の入口としての相談機能という「４つの中核機能」を確保します。

本市においても、児童発達支援センターが関係機関と有機的に連携し、身近な地域で障がい児やその家族へ切れ目のない支援を行える体制を構築します。

## ４．計画の策定体制

**あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会**

障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野からの代表で構成する「あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会」において協議します。

第１回：令和８年１０月５日(月)午後２時　あま市役所

第２回：令和９年１月中旬予定

## ５．計画のスケジュール

| 項目 | 令和8年9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和9年1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 策定業務 | ・現状、課題整理、サービス見込量算出<br><br>・計画素案作成 | → | → | 計画書案作成 | | 印刷・製本 | |
| 策定委員会 | | 【第1回】<br>・委員長の選出<br>・計画素案提示 | | | 【第2回】<br>計画書案提示 | | |

## ６．参考資料・根拠

・障害者基本法第 11 条第 3 項、障害者総合支援法第 88 条第 1 項、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

・厚生労働省「就労選択支援について」・就労選択支援実施マニュアル

・「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」（「社会福祉法等の一部を改正する法律」による改正、令和 9 年 4 月 1 日適用予定）

・厚生労働省 社会保障審議会障害者部会「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて」関係資料

注：国の基本指針の見直し内容は、今後の告示・通知等を確認の上、改訂案に反映します。